

## 会 議 記 録

次の審議会（協議会）を下記のとおり開催したので報告します。

審議会等名称	第1回近江八幡市総合教育会議		
開催日時	平成27年6月12日（金） 15：00 ～ 16：10		
開催場所	市役所3階 市長応接室		
出席者 ※会長等◎ 副会長等○	◎出席者（敬称略） 市長 富士谷英正 教育長 日岡昇 教育長職務代理者 八耳哲也 教育委員会委員 高木敏弘 同 西林日出代 ◎職務により出席したもの 教育部長 廣瀬敏 教育部次長 山本知子 政策推進課長 吉岡俊明 政策推進課副主幹 夜野友昭 ◎傍聴者 2名（内1名は報道関係者）		
次回開催予定日	平成27年7月3日(金)10:30～ 市役所3階市長応接室		
問い合わせ先	所属名、担当者名 総合政策部政策推進課 夜野 電話番号 0748-36-5527 メールアドレス <a href="mailto:010202@city.omihachiman.lg.jp">010202@city.omihachiman.lg.jp</a>		
会議記録	<input type="checkbox"/> 発言記録	<input type="checkbox"/> 要約	<input type="checkbox"/> 要約した理由
内容	別紙のとおり		

担当課⇒総務課

司	会	<p>みなさん、こんにちは。昼間お疲れのところ、お集まりくださり、ありがとうございます。</p> <p>只今から、「第1回近江八幡市総合教育会議」を開会いたします。私は、事務局を務めさせていただきます。総合政策部政策推進課長の吉岡です。よろしくお願いいたします。</p> <p>この会議は、既にご連絡しておりますとおり公開で開催させていただきますのでご了承ください。</p> <p>また、傍聴されている方々へ、会議にあたりましてお願いがございます。入口に掲示させていただきました順守事項についてお守りいただきますようお願いいたします。</p> <p>また、本日の会議は、午後4時を終了予定とさせていただきます。限られた時間ではございますが、みなさまの活発な意見交換をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
司	会	<p>開会にあたりまして、近江八幡市長 富士谷英正がごあいさつを申し上げます。</p> <p>富士谷市長 よろしくお願ひします。</p>
富士谷市長		<p>みなさま、こんにちは。本日は、第1回目となります近江八幡市総合教育会議の開催にあたり、教育委員会委員のみなさまには公私何かとお忙しい中を曲げてお集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日開催いたします総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、開催する運びとなりました。</p> <p>これまでは、教育に関する予算編成や条例の制定等重要な役割を担っている市長と、教育行政を担っていただいております教育委員会が、公に意見交換し、意思疎通する場所が実はありませんでした。このため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有できていないという課題があったとされていたことから、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、この会議が設けられることとなったところであります。</p> <p>この会議の役割は、この後、順次説明させていただくこととなりますが、大きく3つであります。</p> <p>1 つは大綱の策定にかかる協議であります。これは、法改正により、総合教育会議の設置のほか大綱の策定が求められているところがございます。大綱とは、その地域の実情に応じて、当市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となります方針を定めるものでございます。この大綱は市長が定めるものとされておりますけれども、当市の教育行政の根本となる方針となることから、委員のみなさまがたと総合教育会議の場において協議・調整を図り、大綱を策定してまいりたいと考えているところがございます。</p>

富士谷市長

2 つ目が、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議であります。具体的には、学校等の施設整備や、教育条件整備に関する整備など予算の編成や条例の提案権を有する市長と、教育委員会が調整することが必要な事項について協議を行うことを想定しているものでもあります。

3 つ目には児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、ならびにこれらに関する構成員の事務の調整であります。具体的には、あってはならないことですが、いじめ問題等により、児童、生徒等の自殺が発生した場合や、通学路での交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合、そして災害の発生により、生命または身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており、防災担当部局との連携が必要な場合等が考えられます。特に、緊急性の高い案件につきましては、場合によっては、市長と教育長のみで開催させていただくこともあり得るものがございます。

このように、この会議は、市長と教育委員会との協議・調整の場であり、近江八幡市の教育行政に関する事項について互いに議論を尽くす場となります。また、この会議において双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければなりません。その意味で、この会議は原則公開で開催し、広く市民のみなさまがたへ、ここでの議論をお知らせする形で進めてまいります。

本日は、第 1 回目の会議として本会議の設置や運営の方法、そして大綱の策定について、みなさまと協議・調整を行ってまいりたいと考えているところでございます。ぜひみなさまから忌憚ないご意見を頂戴し、今後の教育行政推進について、ともに智慧を出し、検討して参りたいと考えているものでございます。

それでは、本日の会議が有意義なものとなりますようみなさまのご協力をお願いしまして、簡単ではございますが、開会に際しましての私のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

司 会

ありがとうございました。

本日の会議は、先ほどの市長のあいさつの中にもありましたとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されたことにより開催するものです。会議は、市長が招集いたしまして、市長と教育委員会で構成されるものでございます。本日は、教育委員会の川嶋委員がご欠席との連絡を頂戴しておりますので、本日は 5 名にて開催させていただきます。

この会議の議長につきましては、本日の議題の中で、②近江八幡市総合教育会議の運営について、で決まりますまでの間、私が進めさせていただきますのでご了承ください。

司 会	<p>それでは、会議に移る前に、お手元の資料を確認させていただきます。</p> <p>まず、本会議のレジメがございます。次に資料1として、近江八幡市総合教育会議設置規則でございます。資料2として近江八幡市総合教育会議の運営について（案）でございます。資料3として「教育委員会制度、こう変わる」という横長の資料でございます。資料4として第2期教育振興基本計画、3枚ものでホッチキスで止めた資料、資料5として近江八幡市教育振興基本計画でございます。資料6として大綱の策定（想定）、資料7として関係法令の抜粋で6ページまでのものがございます。以上準備させていただきました資料で、過不足等があれば事務局までお申し出ください。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>（全員意見なし）</p>
司 会	<p>それでは、議事へ移らせていただきます。レジメに従いまして進めさせていただきます。</p> <p>まず、議題①近江八幡市総合教育会議の設置について、その次に②近江八幡市総合教育会議の運営について の2項目を続けて説明させていただきます。その後、みなさまからの質疑を受け付けたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p> <p>説明は、政策推進課の夜野から行います。</p>
事 務 局	<p>みなさま、お疲れ様です。それでは私から、①近江八幡市総合教育会議の設置について、②近江八幡市総合教育会議の運営についての2項目について説明させていただきます。</p> <p>まず、①近江八幡市総合教育会議の設置について、でございます。先ほどの市長のあいさつや課長から説明があったように、この総合教育会議につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、設置されることになったものでございます。</p> <p>関係法令は、資料7に添付させてもらっておりますが、その1ページ目の第一条の四のところ、会議に関する事項が記載されています。概ねこちらに必要な事項については、この法に記載されているけれども、近江八幡市としてこの会議の位置付けを明確にさせていただくために、設置規則を設けました。資料1としてその規則を添付させていただきました。規則については、6月1日付で近江八幡市総合教育会議を設置すること、事務局については政策推進課で担当させていただくこと、それと、この会議の運営等に関して必要な事項は、この会議で定めるということをお示ししているものがございます。</p>

次に②近江八幡市総合教育会議の運営について、でございますが、先の規則の第3条をうけまして、会議の運営に関して資料2に案としてお示しさせていただきました。こちらについて、簡単に説明をさせていただきましたのち、運営の方向性について質疑、確認させていただきます。

まず、目的でございますが、先ほどの市長のあいさつにもありましたとおり、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、この会議が設けられることとなったところであります。

構成員につきましては、法に定められているところですが、市長と教育委員会で構成するものとなっております。本日は川嶋委員がご欠席となっておりますが、6名で構成させていただくものでございます。協議にあたっては、関係者や学識者の出席を求め、協議すべき事項に関して意見を聴くことができるとなっております。必要に応じて、関係者や学識者の意見を求め、協議に反映させるため出席を求めることができるものとなっております。

それから、市長と教育委員会のみなさまにお願いすることが、協議並びに事務の調整ということですが、3点ございます。

1つ目は大綱の策定に関する協議ということで、本日の議題③にも関係することになります。大綱の策定は、先ほど話のありました改正された法の第一条の三に、大綱を定めるものとしてされており、大綱は市長が定めるものとなっておりますが、総合教育会議の場で協議を行うこととなります。

2つ目は教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についてであります。詳しくは資料2の2ページ目(3)3.②に該当すると想定されている事項ということで、文部科学省が事前の通知でもって想定されている事項として示されているのが、資料の2点です。学校施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項が1つ目でございます。

2つ目が幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局との連携した総合的な放課後対策、子育て支援など、市長と教育委員会との事務連絡が必要な事項ということが想定されているものでございます。

3つ目ですが、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置ということで、こちらにつきましても次のページの(4)3.③に該当すると想定される事項を記載しております。

1 つ目として児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合として、1)いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合 2)通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合が想定されています。

2つ目としては、児童、生徒等の生命または身体の保護に類するような緊急事態として、1)災害の発生により、生命または身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており、防災担当部局と連携する場合 2)災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合 3)犯罪多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命または身体に被害が生じるおそれがある場合 4)いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合の4点が想定されています。

先ほどの市長のあいさつでもありましたとおり、本会議につきましては市長と教育委員会をもって構成されるとなっておりますが、場合によっては市長と教育長のみで緊急的に会議を開催させていただく場合があります。

以上が、本会議において協議並びに事務の調整をさせていただく事項として想定しております。

最後、4. その他についてですが、今回の会議もご案内させていただきましたが、市長が会議を招集するものとなります。また、議事進行につきまして会議の議長は、市長に就いていただく方向で考えております。会議の招集は、市長が行うものとなりますが、教育委員会から、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思われるときは、市長に対しまして、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができるとされております。

それから、市長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重しなければならないとされております。また先ほど課長からもありましたとおり、本会議は原則公開とさせていただきます。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではないとされております。

また、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとするさせていただきますので、本会議の議事録につきましては作成次第、市のホームページ等で市民のみなさまへ公表させていただく予定でございます。

事務局

4. その他について補足をさせていただきます。

資料2の3ページ目の(5)4.③について、ですが、調整のついていない事項の執行については、各々の執行権限に基づき、教育委員会及び市長が判断して行動をする、従来通りの事務を執行することになります。

次に、(6)4.④について非公開と想定される事項について記載しております。いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合等として記載させております。公開、非公開の判断は、相談させていただきながら決めていきたいと考えているところです。

以上、資料2の運営について(案)ということで説明をさせていただきました。

①近江八幡市総合教育会議の設置について、②近江八幡市総合教育会議の運営について の2項目については以上です。

司会

ただいま事務局から、本会議の設置について並びに運営について説明をさせていただきました。

みなさまから質疑を受け付けたいと思います

富士谷市長

資料2の補足説明の中で、会議において協議すべきではない事項として、教科書の採択や、個別の教職員の人事など、政治的中立性の要請が高い事項は協議すべきではないと明確に書かれているので説明が必要ではないでしょうか。

事務局

大変失礼いたしました。資料2のページ目、補足説明の(1)(2)について説明ができておりませんでしたので、補足として説明いたします。

本会議の協議事項については、先ほど説明させていただきました3項目について協議することとなります。補足についても、先ほど申しあげました文部科学省で事前に作成された通知を基に、想定として示されたものとして、(1)会議において協議すべきではない事項については、教科書の採択や、個別の教職員の人事など、政治的中立性の要請が高い事項は協議すべきではないとして定められたものでございます。

(2)3. 協議並びに事務の調整について、語句の説明についてさせていただきます。

まず協議の意味合いとしましては、皆様の自由な意見交換として幅広く行われるもので、この場での意見交換を意味しているものでございます。

事務局 それから、調整の意味合いとしましては、市長、教育委員会が、各々管理している事務がございますが、各々の業務を進めていく中で調和を図っていく必要があるものについては、この場で協議を行い、各々の業務に関して必要に応じて調和を図ることというのが、その意味合いとなります。

協議し、調整する対象とすべきかどうかは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断すべきものと定義されております。

また、会議の開催は、市長や教育委員会が、協議・調整の必要な事項があると判断した場合であり、教育委員会が所管する事務の重要事項すべてを協議し、調整する趣旨のものではなく、また、少しでも経常費を支出していれば、日常の学校運営に関する些細なことまで会議において、協議・調整できるという趣旨ではないことについて説明させていただいております。

以上、説明ができておりませんでした（１）（２）についての説明をさせていただきます。大変失礼いたしました。

司 会 その他、質疑はございませんか。

それ以外、質疑はございませんので、②近江八幡市総合教育会議の運営について、このとおりに進めさせてよろしいでしょうか。

（異議なし）

司 会 ありがとうございます。それでは、②近江八幡市総合教育会議の運営についての（案）について消していただきますようお願いいたします。

それでは、この運営方法に従いまして、以降の進行は富士谷市長をお願いしたいと存じます。よろしくようお願いいたします

富士谷市長 それでは、先ほど決めていただきました運営方法に、この会議の議長は市長が行うということになりますので、議長を務めさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

それでは早速ですが、議事に移らせていただきます。

③大綱の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 そうしましたら、資料 6 をご覧ください。大綱の策定についてということで想定と記載させていただいております。

大綱の策定に関する協議は、総合教育会議の 1 つの大きな目的であることを説明させていただきましたが、本日は、策定にあたりましてどのような形で近江八幡市として進めていけば良いかについてみなさまで協議、審議をいただきたいと考えております。

それにあたりまして、資料 6 について説明をさせていただきます。文部科学省が作成した通知に基づきまして、大綱の趣旨、記載すべき事項、大綱の策定期間について、想定されているものを説明させていただきます。

まず、策定の趣旨につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、市長が定めるものとして規定されているところでございます。

教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、詳細な施策を策定することは求めていない、ということでございます。この中の教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針とは、お配りしております資料 4. 第 2 期教育振興基本計画がそれに該当するものになります。これは政府が策定したもので、期間は平成 25 年度から平成 29 年度までのものでまとめられております。この内容を参酌する中で、近江八幡市としての目標や施策の根本となる方針を定めていきたいと思います、ということになります。

市において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合は、その中の目標や施策の根本となる部分が、大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、当該計画を大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないというたわわております。これに該当する資料として、資料 5. 近江八幡市教育振興基本計画という計画がございます。このように近江八幡市では、既に教育振興基本計画が策定されていることから、大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、当該計画を大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとされているところです。

大綱の策定は、市長が行うものということになっておりますが、法第 21 条に規定する事務、いわゆる教育委員会の職務権限を管理し、又は執行する権限を与えるものという解釈してはならないということになっております。あくまで大綱につきましては、その目標や施策の根本となる方針を定めるものという位置付けとなっているものです。

その次に大綱に記載すべき事項としてどのようなものが想定されるかということについてですが、大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体、の判断に委ねられているとされております。想定されているものとしては、予算や条例等、市長の有する権限に係る以下の事項についての目標や根本となる方針が考えられるでしょうとされております。具体的には、学校の耐震化・統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実がそれに該当するとされています。

市長の有する権限に関わらない事項、例えば教科書採択の方針、教職員の人事の基準等についても、教育委員会が適切と判断すれば記載することも考えられるとされています。また、全国学力・学校

状況調査の結果の公表についても、教育委員会が記載してもよいと判断した場合には、記載することも考えられると記載されております。

大綱につきましては、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、市長が策定するもの、いわゆる市長が市民の代表として策定するという観点で、地域住民の意向をより一層反映させることになるわけですが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、市長と教育委員会との協議・調整の場である、総合教育会議において、十分に協議・調整を尽くすことが肝要、必要であるとさだめられているところでございます。

それから、大綱の期間ですが、法で定められておりません。ただ、基準となりえるものとして2つありまして、1つが首長、いわゆる市長の任期が4年ということ、もう1つが先ほど資料で添付いたしました国の教育振興基本計画が平成25年度から平成29年度までの5年間となっていることから、4～5年程度を想定されているということになっております。

このように大綱の策定につきましては、地方公共団体の判断に委ねられています。今後この大綱をどのように決定していくかについて、本日お集まりのみなさんのご意見をいただき、審議いただきたいと存じます。

③大綱の策定について、については以上でございます。

富士谷市長

お疲れ様でした。

本日の協議の中心になるかと思いますが、只今大綱の策定について、事務局から説明がありました。国の指針については、参考にしていただければいいかと思いますが、委員のみなさんからご意見を頂戴したいと存じます。

八耳職務代理者

教育長職務代理者の八耳です。よろしく申し上げます。

まず、今回、このような場所をセッティングしてもらったことをうれしく思います。

私はこれまで、教育現場しか知らないものでありますが、今回たまたま教育委員としてご指名いただきました。

教育は、学校だけでできるものではなく、教育委員会だけで対応できるものでもありません。市長をはじめ、いわゆる市長部局とともに、子どもたちのためにさらに教育をどうするかについて協議ができる場所を設定いただいたことをうれしく思います。

そうした中で、大綱に対する、私の想いですが、1つは夢とビジョンがあるものであってほしいこと、もう1つは一定の期間が4～5年と目安があることから、予算的にも可能な施策であってほしいと思います。このような想いを是非ともみなさまのご指導のもと進めてまいりたいと思います。

八耳職務代理者

そういうことを受けまして、教育委員会で作成したものではありませんが、教育振興基本計画というものがあります。10年計画で作成されたうち、4年目を迎え5年目には中間年の見直しを行う時期に来ております。

できましたら、子どもたちの将来を見据えて作成しましたこの近江八幡市教育基本計画を基本におく中で、ちょうど中間的な点検・評価を行う時期でもありますので、それを行う中で、より夢がありビジョンがあり、そして予算執行が可能なものにしたいと考えております。

先ほど事務局から想定される事業はいくつか提案してもらっていましたが、できましたら近江八幡市教育振興基本計画をベースにおいて進めていただければいいなあと考えております。

富士谷市長

ありがとうございました。

今日は、大綱の策定の方針までを決定するところまでを行いたいと考えています。それから案を提示させていただき、庁内あるいはみなさんへ内容を照会したりして、できればパブリックコメントも必要ではないか、パブコメをみながら、内容を集計しなければならない、そしてその結果報告を受けて大綱案を策定し、決定という順序になるのではないかと思います。最終的には、策定した大綱を公表し、市のホームページなどへの公開や議会への報告が必要になっていくのではないかと考えております。

今、八耳先生からおっしゃっていただいたのは、近江八幡市教育振興基本計画をベースに策定すればどうかというお話であったと思います。これは、国の指針にもありますが、市において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合は、その中の目標や施策の根本となる部分が、大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、当該計画を大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとして出しております。その内容に合致しているのではないかと思います。

富士谷市長

他にご意見はございませんか

高木委員

高木です。よろしくお願ひします。

今の八耳先生とほぼ同じ意見になりますが、教育振興基本計画に置き換えるのではなく、計画を基本に進めていきたいと考えています。平成24年度に作成されたこの計画をベースに現状と照らし合わせながら、新たに作っていく。イコールではなく、新たに作っていく形のほうが良いのではないかと思います。どちらかというと、この基本計画は基本構想に近いものであると思いますが、予算の裏付けを持ったものが計画であるとは私思いますので、総合教育会議の中で、予算の裏付けをもったより具体的に実現可能な中短期計画として、大綱として新たに作成するほうがよいと考えております。

富士谷市長

ありがとうございました。

その他ご意見はございませんか。

今の高木委員からのご意見は、八耳先生とよく似ているのですが、教育振興基本計画をもとに、これをそのままではなく、これを総合教育会議の趣旨でもあります地域住民の意向をより一層含めたものとして、新たなものを作成していく、教育振興計画をベースにしながらかつて作成していく、とこのようなご意見だったかと思えます。

日岡教育長

よろしいでしょうか。

基本計画に沿ってすることについてはよいと思いますが、教育振興基本計画は、より細かい内容まで記載されてありますので、大綱というか総合教育会議においては、その目標やその施策の根本となることを計画に基づいて行っていくことになるということで、同時に教育振興基本計画の見直しをすることも、大綱の内容によってはする必要があると思うのですが、参加のみなさんや事務局にももう一度教育振興基本計画を読んでいただいて、その根本の部分はこの4年間で、高木委員がおっしゃっていただいたように実現可能なものとして、細かいものではなく簡潔にまとめていけばよいのではないかと思います。

富士谷市長

今、日岡教育長からお話をいただきました。その中で、大綱の期間は4年間、いわゆる国の指針において、首長の任期が4年間であり、国の計画が5年であることから4～5年が想定されているということを受けて、お話しがあったと思えます。

大綱の期間であります、4年間というものでよいと思いますが、先ほどの事務局の説明にもありましたが、想定としては首長の任期、という話もありました。この間に首長が変われば考え方がどうなるかわからないわけであり、期間は法の定めはないものがありますから、市長の在任期間、私の場合ですと平成29年度となっているものですから、それを考えると期間を3年とするのも1つの案ではないかと思います。私が就任することがはっきりしているのであれば良いのですが、新しい方が就任されると考え方が変わるかもしれない。そうしたことから、まず大綱の期間についてご意見を頂戴したいと思えます。

高木委員

3年でもよいとは思いますが、先ほどの話にもありましたとおり市長が変わることによって方針が変わっても具合悪いですし、3年であっても、教育に関して変わってはいけない方針もあると思えます。そうした意味での大綱なのではないかと思う。八幡の子ども達、生涯学習を含めてですけれども、この地域をどのような形で導いていくか、先ほど教育長の話もありましたけど、大きい基本方針を盛り込むべきかと思えます。そうでないと市長が変わるたびに方針が変わるようであれば教育行政に混乱を起こしてしまいます。市長が変わろうとも変わらない、根本精神というものがあるはずですので、

それを盛り込みながら、運営するためには予算の裏付けが必要となりますので、期間は市長の任期である3年でも構わないと思います。市長が変わっても変わらない、基本方針は、みんなで審議していくことが前提として必要でないかと思います。

富士谷市長

それは、教育基本法できっちりと定められているはずですし、地域の実情を加味しようではないか、地域住民の意見を反映しようではないか、こういうことが今回の総合教育会議の趣旨ではないかと思います。したがって、移り変わりの激しい時代となりましたので、教育振興基本計画を基本とする、これは普遍のものだと思いますが、そこに加味しているのが地域の実情としてあると思います。

私たちの小さいころは、いじめ問題など議題にも上がらなかったが、現在はすごく話題になっています。それだけでも違います。

今回の総合教育会議の目的は、教育基本法だけでは対応できない日に日に変化する地域の実情あるいは、時々に出される課題に対応することであると思います。それが普遍のテーマなのかなと思います。今回、総合教育会議を設置したわけですから、取り組むのであれば大綱の期間としては期限を設けていくのがよいと私は思います。

八耳職務代理者

大綱そのものは、市民の方にとっても初めて知られる方も多いはずだと思いますので、大綱の前半部分で将来の方向性を示し、3～4年で取り組むものとして具体的にはこうなりますから、だからみなさん協力してくださいという形のほうが通じるのではないかと思います。

富士谷市長

それは、教育委員会で取り組まれる内容を公表する必要があるのではないのでしょうか。非常に大事なことだと思います。その中で、市長部局の考えを参酌しようかというのが総合教育会議の趣旨の一つであると思います。それがなぜ、市長部局なのかということかという、教育部門だけでなく行政全般にわたり把握しているのが市長部局だからだと言うことだと思います。

大綱が、市長が変わるごとに変えるべきでないということもメリット、デメリットがあると思います。しかし、総合教育会議ができた趣旨からみると、変わる可能性も否定はできないと思います。そうでないと、前の市長がやっていることについてなぜ踏襲しなければならないのかという意見も出てきますし、そのためにこの総合教育会議にて赤裸々に議論を行えばよいと思います。

そうしたことから、大綱の期間は市長の任期で進めていくほうがよいと思います。市長の意見をそのまま通すものではなく、意見は反映されることになると思います。そのためにみなさんと協議を行いますので全部が全部市長の意見が通るものではないと考えております。

今回、仮に大綱の期間を3年とすれば、次回の期間は4年という可能性もあると思います。国の想定についても、4～5年とされています。

富士谷市長

いかがでしょうか。一旦ここで決まったからといって今後もずっと同じということではないと思います。その時代に応じた課題が出てくると思いますから、それにあわせて大綱の策定を行う必要があると思います。私が市長をさせてもらっていた時には教育環境整備に取り組みせてもらいましたし、次の市長になればソフトを重点的に取り組まれるかもしれません。

難しいとは思いますが、大綱の期間は概ねここに参加してもらっている人の任期をもとにするのが良いのではないかと思います。教育委員のみなさんは4年、私は4年ですが現在は残任期間が3年です。なので、3年で期間を設ければどうか、ということも考えられるがいかがでしょうか。市民にも公表するわけですから、このようなことも説明しないと誤解を生むのではないのでしょうか。そうしないと、高木委員がご心配されたとおり、市長が変わればコロコロ変えるのかということをおっしゃる方も増えるかもしれません。

高木委員

いずれにしても、教育は大事な部門ですから、市長が変わっても教育を悪くしようと思う人はいないはずで、先ほどからお話がありますように市長の任期を大綱の期間とすることについては、それほど反対するものでもありませんし、良いとも思いません。

ただ、私が教育委員に就任してから、どちらかという追認機関という感じがしていたのですが、こういう大綱を策定するなかで、教育委員会がもっと勉強して、市長からの意見についてきちんと意見できるようにならなければならないですし、市長の考えに対しても対等にわたりあわなければならないと思います。それがこの場だと思しますので、教育委員が勉強しなければならないと思いますし、そうした意味で市長が任期の間、例えば4年とした場合、大綱を作成するにあたり、教育委員会から出てきた意見と、市長部局が出てきた意見とは、同じ話でも見方が違うと思います。それをこの場で議論することが、総合教育会議で大事なことだと思います。いろんな見方について自由に議論する、その根本となるものが大綱だと思います。具体的な施策に対して、大綱に照らし合わせて考える、住民の立場からあるいは教育の立場から、1つの事をいろんな立場で考えるのが、総合教育会議だと私は思います。

そういう形でお互い勉強して、レベルの高い議論がこの中でできることが理想であると思っています。

富士谷市長

本日は、策定にあたっての原案を作成してもらおう場所になります。きちっとした大綱は8月から9月になるかと思いますが、まずは期間を決めたいと思います。まずは3年、これは私の任期です。次に4年とすれば概ね市長の任期となるのではないのでしょうか。たとえば非行の問題でも、市長の意向で変わると思います。教育委員会内部で決めなければならないとおっしゃる方がいるかもしれないが、今の非行問題はそれでは収まりきらない、警察に相談が必要な度の過ぎたものが多くなってきており、そのような命に関わるものは教育の域を超えていると思います。私はそのように思います。警察と相談しとことん問題を解決するものについては、教育委員会だけでは収まらないように思います。そのような課題は、市長も交えて市

長の発想で話をする必要があるとおっしゃる方もいらっしゃると思います。これまで警察に相談するという考えはほとんどなく、まずは学校で収めようとされていたと思います。これは八幡だけではありませんが、滋賀県内では警察と連携をしながら取り組まれている自治体もあります。これからは、教育委員会だけで解決するのは難しい社会情勢になっていると思います。

富士谷市長 大綱の期間ですが、法では期間の定めはありませんが、案として今回は3年、次回は4年として提案したいと思います。次の市長が改めて期間については議論されればよいかと思いますが、いかがでしょうか。

全 員 異議なし

富士谷市長 次に、大綱の策定方法ですが、先ほどからみなさまの意見にもありました通り、近江八幡市教育振興基本計画がありますので、これをベースに作成していく、そこに新たに発生した課題や、昨今の情勢を盛り込む、さらに地域住民の意向を反映させていくということで進めていくことが、この総合教育会議で決めていく意義でないかと思いますが、いかがでしょうか。市民のみなさまに理解していただくためにもわかりやすいことばで、専門用語などを使わないように配慮しないといけないと思います。これでよければ、事務局で素案をまとめていただき、庁内や教育委員会の中でも議論していただくことも大事だと思います。それから、パブリックコメントの案を作成し、パブリックコメントで出てきた意見を参考にしながら、最終的には8月か9月には策定をしたいと思いますが、いかがでしょうか。ばたばたしてもいけないし、だらだらしてもいけないと思います。決して市長部局が教科書をこれにしろ、ということはありません。沖縄県の竹富島では町長が決められたものを採用されていた。文部科学省はご立腹でしたが、そのままされた経過もあります。節度ある総合教育会議というものが大切です。お互いが意見を出し合い、まとまったところはお互いに尊重するということです。ただ、学力テストの公表というものはこれから議論になるとは思っております。今の段階で話はしませんが、これから市長部局としては慎重かつ大胆にこの会議を活用したいと考えております。

富士谷市長 それでは、みなさまよろしいでしょうか。初めての会議で、私ばかりが話しておりましたが、ご意見はございますでしょうか。

全 員 異議なし

富士谷市長 本日は、3点について協議を行ってまいりましたが、次回以降は大綱の策定に入っていきたいと思います。事務局からこれからのスケジュールについて素案はありますか。

事務局	<p>今、みなさまで決定いただきました方向で進めていこうかと思っておりますが、8月から9月にまとめていこうと思いますと、今後の定例教育委員会の日程の前後で、おおむね1月に1回、会議を行っていきたいと思います。事前に確認しておりますと、次回の定例教育委員会は6月29日なので、その日に開催できればと思っております。6月29日の10時30分、この場所で開催を提案したいということが1点目です。</p> <p>もう1点は、大綱の策定に係るスケジュールでございますが、8月から9月にまとめていくということで話をしましたが、9月になると市議会が始まりますので、8月27日に開催予定とされている定例教育委員会の日に、時間は改めてご案内したいと思います。総合教育会議を開催し、大綱の案を確認していただき、これでいこうというものができ有ればよいと思っております。</p> <p>詳細なスケジュールは、先ほど市長の話にもありました通り、次回の会議では、僭越ですが事務局にて素案を提示させていただきたいと考えております。その後、パブリックコメント案の作成と、パブリックコメントの意見を参考にして、大綱案の策定そして承認を得たのち、市のホームページや広報紙への公開と、市議会のみなさまへ発表したいと考えております。詳細のスケジュールは、次回の会議にて大綱の素案とともに皆様へ提示できるものをまとめてまいります。</p>
富士谷市長	<p>今、事務局から案が提示されましたが、おおむねそのような方向であると思っております。次回の会議の案内はまた事務局でもらえますか。</p>
事務局	<p>本日の通知と同じように市長名でご案内させていただきます。</p>
富士谷市長	<p>それでは、通知させていただきます。次回もよろしく願いいたします。</p> <p>会議はこれで終了の方向で向かっておりますが、みなさまからご意見はございませんでしょうか。</p>
	<p>【意見なし】</p>
富士谷市長	<p>それでは会議を終了させていただきます。最後に、日岡教育長からご挨拶をお願いいたします。</p>
日岡教育長	<p>本日は、市長をはじめ教育委員、ありがとうございました。以前から市長と教育委員の懇談会というものを何度か開催させていただきました。今回、日本全国で地方創生ということでさまざまな課題に取り組んでいるわけですが、根本はやはり教育であると考えております。市長のお話しにもありました通り、民意の代表である市長と、教育行政を執行する教育委員とがともに同じ土俵にたつて、子どもたちのためにお話ししていただくことは、これからを担う子どもたちにとって一番素晴らしいことだと思いますので、大綱が決まった後も、子どもたちを根っこにして話ができれば素晴らしい会議</p>

になると思いますので、次回以降もよろしくお願い申し上げ、簡単ですがあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

終了 16時10分

※ 会議中で次回の会議を6月29日(月)午前10時30分と決定していましたが、その後の日程調整の結果、7月3日(金)午前10時30分に変更することとなりました。